

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	ひとり親家庭等医療費助成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、ひとり親家庭等医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

奈良県葛城市長

## 公表日

令和7年7月1日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成事務
②事務の概要	<p>ひとり親家庭等医療費助成は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持及び増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭の親子等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成16年10月1日条例第90号)及び葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成16年10月1日規則第53号)に基づき、対象者の医療費を助成するものである。</p> <p>葛城市は、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び 城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 ひとり親家庭等医療費助成受給資格に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査 又はその申請等に対する応答に関する事務の審査</p> <p>2 ひとり親家庭等医療費助成金の支給に関する事務</p>
③システムの名称	・福祉医療システム(ファミリー製品) ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム

## 2. 特定個人情報ファイル名

・福祉医療システム(ファミリー製品)

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) (令和元年5月31日法律第17号施行時点)第9条第2項 ②葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) 第4条第1項、別表第一(項番1) ③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月21日規則第3号)(平成29年3月17日規則第29号施行時点)</p>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      実施する      ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点) 第19条第8号 ②葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) 第4条第2項、別表第二(項番1) ③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月21日規則第3号)(平成29年3月17日規則第29号施行時)	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 保険課
②所属長の役職名	市民生活部 保険課長

## 6. 他の評価実施機関

--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5018
-----	----------------------------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5018
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報セキュリティ研修を受講し、業務を執行している。 ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底し、複数人での確認を行うこととしている。	

## 9. 監査

実施の有無	[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
-------	----------	------------	----------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ ] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ] 十分である  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報については基幹システムのみで扱い、定期的に情報セキュリティに関する研修を受講している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和1年7月1日	I 間連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第9条第2項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第9条第2項 ②賃料支払手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第2号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) ③賃料支払手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月21日規則第3号)(平成29年3月17日規則第29号施行時点) 第6条	事後	法令施行日等追記	
令和1年7月1日	I 間連情報 4.情報提供者ネットワークシステムによる個人番号連携 2.法改正の根拠	(情報提供の根拠) ・(情報提供は行われない)	【情報提供の根拠】 なし(情報提供は行われない)  【情報会員の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第19条第3号	事後	法令施行日等追記	
令和1年7月1日	I 間連情報 4.情報提供者ネットワークシステムによる個人番号連携 2.法改正の根拠	(情報提供の根拠) ・(情報提供は行われない)	【情報提供の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第19条第3号  【情報会員の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第19条第3号 ②賃料支払手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第2号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) ③賃料支払手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第19条第2項、別表第一(根拠) ④賃料支払手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第19条第2項、別表第二(根拠) ⑤賃料支払手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第19条第2項、別表第三(根拠)	事後	法令施行日等追記	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年11月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和1年7月1日	IVリスク対策 1.提供する特定個人情報保護	新設	基礎項目評価書	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和1年7月1日	2.特定個人情報の入手(情報収集の根拠)	新設	十分である	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和1年7月1日	3.特定個人情報の使用(情報収集の根拠)	新設	十分である	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和1年7月1日	4.特定個人情報ファイルの作成(情報収集の根拠)	新設	十分である	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和1年7月1日	5.特定個人情報の提供・移転 委託や販売の根拠(情報収集の根拠)	新設	十分である	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和1年7月1日	6.情報提供者ネットワークシステムとの接続 不正確な情報が行われるリスクへの対策は十分か	新設	〇〇) 接続しない(提供)	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和1年7月1日	7.特定個人情報の保管・消去 没収個人情報の漏えい・滅失・毀損(リスクへの対策は十分か)	新設	十分である	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和1年7月1日	IVリスク対策 B.監査 実施の有無	新設	内部監査	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和1年7月1日	IVリスク対策 B.使用者に対する教育・啓発	新設	十分に行っている	事後	様式変更による [IV]リスク対策追加	
令和2年4月1日	I 間連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2.事務の概要	ひとり親家庭等医療費助成は、ひとり親家庭の親子等の保健及び増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭の医療費の負担を軽減するものである。また、このことを目的として、高崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成16年10月1日条例第90号)及び高崎市ひとり親家庭等医療費助成規則(平成16年10月1日規則第91号)により、対象者の医療費負担を軽減するものである。 高崎市は、高崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する申請書類の、その申請等に係る審査についての審査の検査の結果、又はその申請等に対する応答に係る審査の結果、 1.ひとり親家庭等医療費助成受給資格に関する申請書類の、その申請等に係る審査についての審査の検査の結果、又はその申請等に対する応答に係る審査の結果、 2.ひとり親家庭等医療費助成金の支給に関する事務	ひとり親家庭等医療費助成は、ひとり親家庭の親子等の保健及び増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭の医療費の負担を軽減するものである。また、このことを目的として、高崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成16年10月1日条例第90号)及び高崎市ひとり親家庭等医療費助成規則(平成16年10月1日規則第91号)により、対象者の医療費負担を軽減するものである。 高崎市は、高崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する申請書類の、その申請等に係る審査についての審査の検査の結果、又はその申請等に対する応答に係る審査の結果、 ひとり親家庭等医療費助成受給資格に関する申請書類の、その申請等に係る審査についての審査の検査の結果、又はその申請等に対する応答に係る審査の結果、 2.ひとり親家庭等医療費助成金の支給に関する事務	評価書再実施による 文書修正 「ひとり親医療費助成」→「ひとり親医療費助成」	事後	
令和2年6月1日	I 間連情報 1.個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第9条第2項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第9条第2項 ②賃料支払手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第9条第2項 ③賃料支払手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第9条第2項	事後	評価書再実施による 施行時点修正	
令和2年6月1日	I 間連情報 4.情報提供者ネットワークシステムによる個人番号連携 2.法改正の根拠	【情報会員の根拠】 ④情報手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第9条第2項	【情報会員の根拠】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第9条第2項 ②賃料支払手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第9条第2項 ③賃料支払手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第9条第2項	事後	評価書再実施による 施行時点修正	
令和2年6月1日	I 間連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-3001	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-5012	事後	ダイヤルインに修正	
令和2年6月1日	I 間連情報 B.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-3001	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-5012	事後	ダイヤルインに修正	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	計測時点修正	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	計測時点修正	
令和2年7月1日	I 間連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	葛城市役所 経営部 総務財政課 0745-44-5012	葛城市役所 経営部 総務課 0745-44-5012	事後	譲名変更	
令和2年7月1日	I 間連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	葛城市役所 経営部 総務財政課 0745-44-5012	葛城市役所 経営部 総務課 0745-44-5012	事後	譲名変更	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	計測時点修正	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	計測時点修正	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 3.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	令和2年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	計測時点修正	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 4.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	計測時点修正	